

第7章 地域生活支援事業等の見込量

資料 2

地域生活支援事業は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するもので、すべての市町村が実施する「必須事業」と市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

横須賀市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を実施しています。

	国の地域生活支援事業実施要綱	本市の関連事業
市町村必須事業	理解促進研修・啓発事業	・動物村のお祭り ・手話教室・要約筆記教室
	自発的活動支援事業	・ボランティア団体育成事業
	相談支援事業 ・基幹相談支援センター機能強化事業 ・住宅入居等支援事業	・障害者相談サポートセンター事業 ・基幹相談支援センター機能強化事業
	成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業	・法人後見事業費補助金
	意思疎通支援	・手話通訳者設置事業 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業
	日常生活用具給付等事業	・日常生活用具給付事業
	奉仕員養成研修事業	・手話講習会等委託事業
	移動支援事業	・障害児者移動支援事業
	地域活動支援センター機能強化事業	・地域活動支援センター運営費等補助金

	国の地域生活支援事業実施要綱	本市の関連事業
市町村任意事業	日常生活支援 ・福祉ホームの運営 ・訪問入浴サービス ・生活訓練等 ・日中一時支援 ・地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 ・市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業	・重度身体障害児者訪問入浴サービス事業 ・障害児者日中一時支援事業
	社会参加支援 ・レクリエーション活動等支援 ・芸術文化活動振興 ・点字、声の広報等発行 ・家庭・教育・福祉連携推進事業	・在宅障害者生きがい対策事業 ・障害児者健康づくり事業 ・点字版広報誌等発行事業 ・庁内行政資料点訳委託
	就業・就労支援 ・盲人ホームの運営 ・知的障害者職親委託	—
都道府県（中核市）必須事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	・手話通訳者・要約筆記者養成事業 ・盲ろう者通訳・介助員派遣・養成事業 ・失語症向け意思疎通支援事業

地域生活支援促進事業は、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置付けられたものです。

横須賀市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を実施しています。

	国の地域生活支援促進事業実施要綱	本市の関連事業
市町村事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業	—
	障害者虐待防止対策支援事業	・障害者虐待防止事業
	成年後見制度普及啓発事業	・成年後見制度普及講演会
	発達障害児及び家族支援等支援事業	—
	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	—
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	—
	地域における読書バリアフリー体制強化事業	—
	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業	・重度障害者等就労支援特別事業
都道府県（保健所設置市・中核市）事業	アルコール関連問題に 取り組む民間団体支援事業	・横須賀断酒新生会運営費補助
	薬物依存症に関する問題に 取り組む民間団体支援事業	—
	ギャンブル等依存症に関する問題に 取り組む民間団体支援事業	—
	精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築推進事業	・精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築支援事業
	入院者訪問支援事業	—
	障害者 ICT サポート総合推進事業	—

※「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」および「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」については、第5章において成果目標・活動指標等を設定しているため、第7章では記載を省略します。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度に係る事業および社会参加支援に関する事業等の見込量

地域生活支援事業等	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
社会参加支援	・各種レクリエーション教室や運動会等を開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う事業 ・障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業 ・文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、広報、障害に関する事業の照会、生活情報、その他障害者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的または必要に応じて適宜障害者等に提供する事業 ・教育・福祉の連携施策を実施するため、合同研修の実施、相談窓口を整理したハンドブックの作成等を行う事業
障害者虐待防止対策支援事業	市町村障害者虐待防止センターの体制整備をおこなうとともに、関係者等に対する研修の実施や、障害者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図る事業
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のため、研修会等の開催を行う事業

事業の推移と見込

地域生活支援事業等	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	実施	実施	-	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施 有無	実施	実施	-	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業	-	-	-	-	-	-	-
1 知的障害者 市長申立て	利用 者数	1	4	-	5	5	5
2 精神障害者 市長申立て	利用 者数	0	4	-	5	5	5
3 報酬助成 (障害者・高齢者)	件数	18	19		21	22	23
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	実施	実施	-	実施	実施	実施
社会参加支援	実施 有無	実施	実施		実施	実施	実施
障害者虐待防止 対策支援事業	実施 有無	実施	実施		実施	実施	実施
成年後見制度 普及啓発事業	実施 有無	実施	実施		実施	実施	実施

(年度実績・見込量)

現状・課題

- 成年後見制度については、民法改正等で制度の枠組みが大きく変わろうとしています。これまで本人の判断能力の程度に応じて3類型(後見・保佐・補助)に区分し、権限に差を設けてきましたが、今後は代理行為の範囲が最も限定的な「補助」を基本とする予定です。また、従来は終身的に制度利用が継続するケースが多かったですが、今後は「必要なときに、必要な範囲・期間で」利用できるオーダーメイド型の支援へ転換していくことが想定されます。
- オーダーメイド型の支援においては、丁寧な意思決定支援を通じて本人意思の尊重と利益保護を両立することに加え、制度の開始・終了の適切な判断等も求められるため、従来以上に高度で専門的な支援が必要と考えられます。
- 成年後見制度における法人後見とは、親族や専門職等の「個人」ではなく、福祉に係る専門的な知識や支援体制等を備えた「法人」が支援をする仕組みです。令和7年度から、市内で1法人が実施しています。

見込量の設定の考え方

- 成年後見制度利用支援事業における市長申立てについては、制度の普及啓発により、令和7年度実績から1件増加するものと見込みました。
- 障害のある人および高齢者を対象に実施している成年後見制度利用支援事業における報酬助成については、高齢者では死亡に伴う助成終了が一定数見込まれる一方、成年後見制度の利用件数が増加傾向にあり、資力の変動により助成の対象外となることも少ないことから、新規助成対象者数が死亡に伴う終了件数を上回り、助成対象者数は増加するものと見込みました。

見込量達成に向けた取り組み

- 成年後見制度について、保護者や事業所職員を対象とした研修会・説明会を開催し、積極的な普及啓発を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、障害のある人が自らの意思に基づき、生活や人生のあり方を選択できるよう、意思決定に必要な支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業における市長申立てについては、知的障害のある人を支援する福祉こども部障害福祉課と、精神障害のある人を支援する健康部保健予防課が十分に連携し、円滑な成年後見制度の利用を促進します。
- 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」(福祉こども部地域福祉課)に併設する「よこすか成年後見センター」は、成年後見制度の利用促進を図る機関として、制度に関する説明や個別相談に対応しています。引き続き同センターと必要な連携を行うとともに、同センターが開催する関係機関の情報交換会等も活用し、事業の円滑な利用を促進します。

(2)相談支援事業等の見込量

地域生活支援事業等	概要
障害者相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行い、中立・公平な立場で相談支援を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発・改善を推進する事業
基幹相談支援センター機能強化事業	地域の相談支援体制の中核(基幹相談支援センター)として、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者等に対する指導・助言、人材育成、困難事例への支援、権利擁護・虐待防止の取組、関係機関との連携強化や地域課題の把握・社会資源の開発等を推進し、地域全体の相談支援機能の強化を図る事業
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県の療育機能との重層的な連携を図る事業

事業の推移と見込

地域生活支援事業等	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置)	力所	5	5	-	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	力所	1	1	-	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	実施 有無	実施	実施	-	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施 有無	-	-	-	-	-	-
障害児等療育支援事業	実施 有無	実施	実施		実施	実施	実施

(各年度実績・見込量)

現状・課題

- 本市の相談支援体制は3層構造で、令和8年4月時点で、基幹相談支援センター1カ所、障害者相談サポートセンター5カ所(障害者相談支援事業)、指定特定相談支援事業所28カ所で構成されています。各層の役割は一律に線引きできるものではありませんが、主たる対象者像や個別支援と地域づくりに係る業務の比重が層ごとに異なります。
- 基幹相談支援センターは、直営で運営しているため、職員配置等により運営体制に影響が生じる可能性があります。また、福祉事務所との役割分担を考慮した結果、個別支援に係る業務の比重が相対的に少ない状況にあります。
- 基幹相談支援センターの業務のうち、相談支援専門員へのOJT等の一部は「基幹相談支援センター等機能強化事業」として、主任相談支援専門員が所属する法人へ委託をしていますが、業務量や業務の質に対して人員配置が少ない状況にあります。
- 障害者相談サポートセンター(障害者相談支援事業の委託事業所)は、指定特定相談支援事業も実施しており、市内の計画相談支援の支給決定者数の約3割を占めています。このため、本来の主対象である「障害福祉サービスにつながりにくい人や支援困難な人を対象とした総合的・専門的な相談支援」に十分に注力しにくい状況となっています。
- 横須賀市療育相談センター(児童発達支援センター・障害児等療育支援事業を指定管理で実施)も指定障害児相談支援事業を実施しており、市内の障害児相談支援の支給決定者数の約9割を占めています。このため、地域づくりに係る業務の比重が圧迫しやすい状況です。
- 基幹相談支援センター・障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業(児童発達支援センター)の業務は、件数のみでは適切に把握・評価しにくく、とりわけ地域づくりに係る取り組みをどのような指標で評価し、官民協働で推進体制を構築していくかが重要である一方、整理が難しい課題となっています。

見込量の設定の考え方

- 住宅入居等支援事業については、自立生活援助、地域移行支援および地域定着支援等の障害福祉サービスによる対応が想定される支援以外に、一般住宅への入居支援に係るどのような課題があるかを明らかにした上で、事業実施の必要性を検討することとし、事業実施見込は「なし」としました。

見込量達成に向けた取り組み

-

(3)意思疎通支援事業等の見込量

地域生活支援事業	概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業
専門性の高い 意思疎通支援を行う者の 養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者について、各支援に必要な知識・技術を習得するための養成研修を実施する事業
専門性の高い 意思疎通支援を行う者の 派遣事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を、市町村域を超えて広域的に派遣する事業

事業の推移と見込

地域生活支援事業	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	-	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	827	752	-	796	796	796
要約筆記者派遣事業	件	118	108	-	101	101	101
手話奉仕員 養成研修事業	修了 者数	19	17	-	18	18	18
手話通訳者 養成研修事業	修了 者数	12	13	-	15	15	15
要約筆記者 養成研修事業	修了 者数	0	0	-	1	1	1
盲ろう者向け 通訳・介助員養成研修事業	修了 者数	0	1	-	1	1	1
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	件	44	65	-	55	55	55
失語症者向け 意思疎通支援者養成研修事業	修了 者数	0	1	-	2	2	2
失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業	件	1	0	-	1	1	1

(各年度実績・見込量)

現状・課題

- 本市は、平成28年に「共生社会実現のための障害者の情報取得及びコミュニケーションに関する条例」を制定し、主に情報・コミュニケーション協議会において施策推進にむけた協議を行っています。
- 国においては、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)」が施行されています。令和6年には「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」が施行されています。
- これらの法令等の趣旨を踏まえ、本市に暮らす障害のある人が、必要な情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、事業の実施を継続していく必要があります。
- 事業の利用登録者は高齢化が進んでおり、利用者数は横ばいまたは緩やかな減少傾向にある一方、1人あたりの利用回数は大きく変わらないため、事業を安定的・継続的に実施するには、手話通訳者・要約筆記者を計画的に確保していく必要があります。
- 手話通訳者は、技術習得から活動を開始するまでに一定の時間を要します。令和7年度に実施した手話通訳者・要約筆記者向け調査では、活動開始までの平均期間は5.2年となっており、中長期を見据えた人材確保・育成が課題です。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は利用者数が少ない状況にあることから、対象者への事業周知を進める必要があります。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、専門的な技術の習得を要するため、担い手となる人材の確保が一層困難になる傾向にあります。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業は利用実績が非常に少ないことから、対象者および支援者等への事業周知を進める必要があります。
- 意思疎通支援者養成研修事業は、受講者が少ない状況にあります。

見込量の設定の考え方

- 手話通訳者設置については、現行の2人体制を維持します。
- 手話通訳者および要約筆記者の派遣事業については、実績に一定の年度間変動はあるものの、概ね横ばいで推移していることから、過去5年間の平均値を基に、見込量を設定しました。
- 手話奉仕員養成研修事業については、近年の受講者数が微増傾向にあることを踏まえ、令和6年度以降の平均値を基に見込量を設定しました。
- 手話通訳者養成事業については、手話奉仕員養成研受講者が微増傾向にあることを踏まえ、修了者数は令和7年度実績から2人増加するものと見込みました。
- 要約筆記者養成研修事業については、令和6年度以降の実績はありませんが、本計画期間中は各年度1人の修了者を見込みます。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、令和7年度末時点で市内に登録している通訳・介助員は9人おり、利用者数に対して充足していると考えられることから、令和7年度実績と同程度の見込量を設定しました。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、近年の利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、令和6年度以降の実績平均値を基に見込量を設定しました。
- 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、過去5年間の実績の最大値を基に見込量を設定しました。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、令和6年度実績と同程度の見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 将来を見据えた手話通訳者・要約筆記者の確保に向け、特に若い世代に対し、障害のある人の情報保障および意思疎通支援の必要性について、さらなる周知・啓発を行います。
- 意思疎通支援者の派遣については、引き続き対象者への周知を行います。特に失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、脳血管障害の既往があると考えられる介護保険サービス利用者およびその支援者等にも周知を行います。
- ICT や AI などの新たな技術を活用した障害のある人の情報保障について、引き続き検討します。

(4)日常生活用具給付等事業の見込量

地域生活支援事業	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付又は貸与する事業
介護訓練支援用具	特殊寝台やマット、体位変換器、移動用リフト等、障害のある人の身体介護を手助けするための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具等、障害のある人の入浴や移動等の日常生活上の自立を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信・情報受信装置等、情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障害のある人の排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅の生活環境を整備するための、段差解消や手すり設置等の住宅改修

事業の推移と見込

地域生活支援事業	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護訓練支援用具	件	19	19	-	20	20	20
自立生活支援用具	件	41	33	-	35	35	35
在宅療養等支援用具	件	43	33	-	36	36	36
情報・意思疎通支援用具	件	46	33	-	40	40	40
排泄管理支援用具	件	5,090	5,166	-	5,252	5,252	5,252
居宅生活動作補助用具	件	7	7	-	7	7	7

(各年度実績・見込量)

現状・課題

- 令和6年度に、視覚障害者用血圧計および人工呼吸器等用非常用電源装置等を給付種目に追加し、聴覚障害者用通信装置については、他市の基準額と過去の給付実績を踏まえ、給付基準額を減額しました。
- 令和7年度に、障害児のいる世帯に対する所得制限を撤廃しました。
- ニーズの変化に応じた給付種目の追加および給付基準額の見直しが引き続き求められていることから、令和9年度に一部見直しを行う予定です。
- 障害とくらしの支援協議会からは、成長期に伴う身体変化等、障害のある人個々の状況に応じて耐用年数の取り扱い等について、より弾力的な運用を求める意見が出ています。

見込量の設定の考え方

- 各項目とも、年度ごとの実績に大きな増減が見られないことから、過去5年間の平均値を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 利用者にとって、時代に即した適切な給付を行うことができるよう、他市における見直し状況等も踏まえ、給付種目や給付基準額等を見直します。

(5)移動支援事業、

日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業の見込量

地域生活支援事業	概要
移動支援事業	単独での外出が困難な人が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業
訪問入浴サービス事業	身体障害者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業

事業の推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援事業	時間	13,776	13,556				
	人	863	700				
	障害児	161	97				
	障害者	702	603				
日中一時支援事業 (障害児)	人	10	1	-			
	時間	20	3	-			
日中一時支援事業 (障害者)	人	140	103	-			
	時間	872	881	-			
訪問入浴サービス事業	件						

(各年3月実績)

■参考指標

		単位	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援事業	「医療的ケア加算」	時間			
	「自立通所(通学)支援」	時間			

- 移動支援事業は平成18年度の事業開始以降、一度も報酬単価の見直しが行われていなかったことから、令和6年度に最低賃金上昇への応急的対応として、報酬単価の増額を行いました。しかし、今後も最低賃金の上昇が続くことに加え、物価高騰等の影響により燃料費等の上昇も見込まれるため、移動支援事業を継続的・安定的に実施していくには、さらなる報酬単価の見直しが必要な状況です。
- 事業開始当初は、公共交通機関を利用した移動支援を想定していましたが、本市の地理的な状況や日中活動事業所が自宅近隣に限らない実態を背景に、近年は車両を利用した移動支援が多くを占めています。一方で、車両利用を前提とした報酬単価の設定がなく、支援時間が15分未満となる場合には、報酬算定ができない仕組みとなっており、支援実態と制度設計に乖離が生じています。
- 本市は、事業開始当初から通所・通学を目的とした利用を認めてきた（通学目的は、平成30年以降、「やむを得ない事情」がある場合を除き制限）経過があり、現在、通所・通学を目的とした利用が全体の約8割（うち通所が約75%）を占めています。県内他市と比較して、通所・通学を目的とした利用実績が約5倍と高い水準にあり、朝夕の時間帯に利用が集中することで、新規利用希望者に対して対応可能な事業所が見つからない状況が続いています。
- 本来「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出」を対象とする事業ですが、通所・通学を目的とした利用が大部分を占めているため、余暇活動等の社会参加を目的とした外出支援が十分に提供できていないとの指摘が、障害とくらしの支援協議会からあります。
- 通学を目的とした利用に制限がある一方、教育分野・福祉分野の双方において将来の就労等の可能性や社会参加を見据えて「自力で通学ができる力」を身につけるための訓練を目的とした支援が十分に提供できていません。成人期においても「自力で通所ができる力」を身につけるための訓練を目的とした支援は十分に提供できていません。このため、令和8年度から「自力で通所や通学ができる力」を身につけるための支援を行う事業所に対して、新たに「自立通所（通学）支援加算」を算定できることとしています。
- 通学を目的とした利用の支給決定にあたっては、「やむを得ない事情」を個別状況に応じて勘案していますが、可否判断が難しく、当事者や第三者から見て納得感が得られにくいとの指摘があります。
- 通所を目的とした利用については、日中活動支援事業所による送迎を促進する方向性を検討しています。日中活動支援事業所による送迎が進むことで、移動支援事業の主な対象者像は、集団送迎での対応が困難な「個別支援が必要

な人」へ移行していくことが想定されます。

- 一方で、市内の行動援護事業所は1カ所にとどまっており、特性に応じた移動に係る支援を担う人材および事業所が不足していることがうかがえます。今後のニーズ変化も見据え、専門人材の確保・養成が必要です。
- 加えて、重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人の余暇支援については、支援の質の担保の観点からも、重度訪問介護や行動援護への移行を進め、適切なサービスの選択・提供へつなげていく必要があります。
- 令和8年度から一定の医療的ケアの必要な人に対する移動支援を充実させるため、支援を行う事業所に対して、新たに「医療的ケア加算」を算定できることとしています。

見込量の設定の考え方

-

見込量達成に向けた取り組み

- 報酬単価の見直し
- 移動支援事業の利用の目的・方法について、利用者や関係機関にもわかりやすいガイドラインの作成

(6)地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量

地域生活支援事業等	概要
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

事業の推移と見込

地域生活支援事業等	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域生活支援センター事業 (地域作業所含む)	力所	23	22	-	17	17	17
	人	379	259	-	239	239	239

(各年3月実績)

現状・課題

- 国の障害福祉サービス等報酬ではなく、市の補助金による運営となっています。そのため、国の指定基準にとらわれず、比較的柔軟に事業所運営ができるというメリットがあります。
- 一方で、財政基盤が厳しい事業所が多く、人材の養成・確保が進みにくいなど、持続可能性の面で課題が生じやすい面があります。
- このため、地域活動支援センターについて、令和8年度から、従来、月に4日以上通所した人を「補助金の対象となる利用者」として計上していた仕組みを緩和し、「月に1日以上通所」した人を「補助金の対象となる利用者」として計上できるようにするとともに、各事業所からの意見を踏まえ、電話や訪問等による支援を行った日についても通所日数として取り扱うなど、利用者支援の実態に即した制度へ見直しました。
- あわせて、利用者の通所実績等に応じて補助金を上乘せする仕組みとし、利用者支援や事業所運営に努力している事業所が、安定した運営を行うことができるよう、補助金の仕組みや算定方法を大きく変更しました。
- これらの見直しにより、障害特性上の理由等から自宅にひきこもりがちな人、コミュニケーションに苦手さがある人、長期入院後に生活リズムの再構築が必要な人など、自分のペースに合わせた「ゆるやかな通所」が適している人にとって、社会参加の場や居場所の機能としての役割を、今以上に担うことができるよう後押ししています。

- 地域作業所については、「作業所の代表者が個人として作業所の建物等の賃貸借契約を締結しなければならない」、「障害者総合支援法に位置付けられている事業所ではないため、国の補助などの支援を受けにくい」など、法人化していないことや地域活動支援センターとなっていないことのデメリットが大きいため、市として、法人化と地域活動支援センターへの移行を強く推進しています。
- このため、地域作業所制度については経過措置を設けたうえで、令和10年度末で廃止することとしています。
- 重層的支援体制整備事業において「地域づくりに向けた支援」を担う機能として位置づけられていることを踏まえ、日中の居場所づくり、社会的孤立の防止に加え、相談支援機関等で把握した「社会参加の場を必要とする人」の受け皿となること等が求められています。

見込量の設定の考え方

- 令和6年度末に地域活動支援センター1カ所、令和7年度末に地域作業所1カ所が事業を廃止しています。令和8年度は、地域活動支援センター2カ所(定員30人)が障害福祉サービス事業所へ移行予定であることから、当該移行分を見込み、見込量を設定しています。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害福祉サービス事業所への移行の可能性が高い事業所に対して、移行後の人員配置等の運営基準や収支シミュレーション等の説明を行い、障害福祉サービスへの移行支援補助金等の活用と併せて、移行のための支援を行います。
- 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターへの移行が難しい地域作業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行います。